平成２７年（フ）第１０４２号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地１－203、旧住所さいたま市大宮区寿能町１丁目75番地２　パークハイム402号
債務者　中村美津江
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５７号
埼玉県川口市戸塚境町19番23号
債務者　志村扶佐子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６０号
さいたま市見沼区堀崎町624番地　ドミールオオワダ202
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７０号
埼玉県戸田市喜沢２丁目35番地の６　（レオパレスメイローズ101号室）
債務者　加藤　友記
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９２号
さいたま市大宮区大成町１丁目534番地　ビーンズオオミヤ102
債務者　田中　　哲
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９４号
埼玉県川口市大字蓮沼270番地の１
債務者　小山　昌之
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０２号
埼玉県蓮田市大字江ケ崎1548番地５　フォレストヴィラＡ－103号
債務者　前田　慎一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１２号
埼玉県加須市根古屋639番地１
債務者　斉藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６２号
埼玉県新座市野火止５丁目20番２号　シャルムハヤカワ202号室
債務者　岩崎　好治
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６４号
埼玉県戸田市笹目６丁目１番地の17　（ロキシー21－303号室）、旧住所埼玉県戸田市笹目南町10番10－805号
債務者　濱野　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
新潟県上越市春日新田５丁目８番16号　レインボーハウス101号
債務者　吉澤　清一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２４３号
山梨県甲州市勝沼町勝沼992番地１　勝沼７号団地Ａ－３
債務者　三森　桂子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
長野県中野市大字江部1173番地
債務者　竹内　文栄
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
岐阜市粟野西５丁目809番地１（セジュール粟野西　Ａ棟　102号室）
債務者　佐々木小百合
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３１８号
岐阜市東川手４丁目７番地　（翔ひがしかわて　４Ａ号室）、前住所岐阜市加納清水町１丁目34番地　（末広ビル　401号室）
債務者　松元　将樹
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２７９号
静岡県沼津市大岡1816番地の10　大岡団地Ｎ８－402
債務者　岩﨑　聡子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
静岡県沼津市岡宮118番地の２　ドミール岡宮302、前住所静岡県沼津市北高島町４番23号アシタカビル301
債務者　伊藤かおり
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係